

《建築基準法の確認済証の交付を受けようとする者は、**法第29条第1項**の規定に適合する証明書の交付を受けてください。》

1. **法第29条第1項第1号：市街化区域内の1,000㎡以上の敷地**における建築行為で**開発許可を要しないもの**\*  
 ※1,000㎡以上の開発行為(区画形質の変更)がないもの  
 ・区画…公共施設(道路・水路等)の改廃 ・形…30cm超の切土又は盛土 ・質…宅地以外を宅地化 等
  2. **II 第2号：市街化調整区域内**における建築行為で農・林・漁業に必要なもの又はこれらの業務に従事する者が居住するためのもの(農業用倉庫・農家用住宅等)  
 ※農家用住宅の新築の場合は持家がないことが前提
  3. **II 第3号：市街化区域内の1,000㎡以上の敷地**又は**市街化調整区域内**における建築行為で**公益上必要なもの**
  4. 上記1～3以外：事前に相談のうえ必要な添付書類について確認してください。
- ※地区計画区域内の場合は、届出と同時に申請してください。

## 規則第60条の適合証明書交付申請に必要な添付書類等

- ・申請書は「正」を1部、「副」を1部(計2部)提出して下さい。提出時に手数料の納付が必要です。
- ・下表の○(必須)、△(必要に応じて)を添付して下さい。(詳細は申請事案毎に充分確認して下さい)
- ・全部事項証明書(土地)その他の証明書等は概ね3ヶ月以内のものとし、「正」には原本を添付して下さい。

チェック	添付順	該当条文 図書の種類	□ 上記の「1」	□ 上記の「2」	□ 上記の「3」	□ 上記の「4」	備考
□	①	交付申請書・チェックリスト	○	○	○	○	【記入例】を参照 本書に☑をつけてチェックリストとして申請書の次ページに添付すること
□	②	事業計画説明書	○	○	○	○	事業概要、各建築物の概要、適用除外となる説明等を具体的に記載
□	③	全部事項証明書(土地) (法務局発行の原本)	○	○	○	○	
□	④	位置図	○	○	○	○	方位、申請地(境界赤枠)を明示
□	⑤	区域図	○	○	○	○	住宅地図(最新版)の写し等で④⑤を兼ねることも可
□	⑥	土地の公図の写し (法務局発行の原本)	○	○	○	○	申請地(境界赤枠)を明示
□	⑦	土地の求積図	○	○	○	○	
□	⑧	土地の現況図	○	○	○	○	方位、申請地境界(赤枠)、建築物(用途)、構造物(仕様)、現況レベル、接する道路・水路名称(道路法・建築基準法)・幅員等を明示
□	⑨	土地利用計画図	○	○	○	○	上記のほか、計画する建築物(用途)及び排水施設・土留め(仕様)、計画レベル等を明示 現況地盤面より切土・盛土30cm以下であることを明示(1のうち30cm超となる範囲がある場合は濃淡をつけて切土：茶、盛土：緑に着色し、面積(算定根拠含む)を明示)
□	⑩	土地利用断面図	○	—	△	○	縦横2面以上とする 建築物及び排水施設、土留め等の配置、現況レベル、計画レベルを明示 現況地盤面より切土・盛土厚が30cm以下であることを明示(1のうち30cm超となる範囲がある場合は濃淡をつけて切土：茶、盛土：緑に着色する)
□	⑪	建築物の各階平面図	○	○	○	○	建築面積・延べ床面積の算定根拠を添付すること 2のうち農業用倉庫の場合は配置計画を詳細に記載
□	⑫	建築物の立面図	○	○	○	○	最高高さを明示
□	⑬	緑化計画回答書の写し (市河川公園課発行)	△	△	△	△	市河川公園課に要否を確認 緑化計画図面も添付
□	⑭	農地転用許可証の写し (市農業委員会発行)	—	△	△	—	現在の登記地目が“農地”の場合に添付(※1)
□	⑮	農業従事者証明書 (市農業委員会発行)	—	○	—	—	林業・漁業を含む
□	⑯	3年以上宅地課税され完納していることを証する書類	△	—	—	△	現在の登記地目が“宅地”以外の場合に添付 (直近3年分の固定資産課税証明書(土地)等)
□	⑰	各種許可・証明書等の写し	△	△	△	△	直近の適合証明書がある場合等に写しを添付
□	⑱	その他	○	○	○	○	各務原市が必要と認める書面

※1：農地法第4条第1項第8号に該当する場合(敷地面積200㎡未満の農地転用)を除く。

ただし、敷地の一部申請となる場合は、境界杭等を設置し写真を提出すること(土地利用計画図に設置の旨も明示)。